

福岡県公報

平成二十年五月三十日
第二千八百二十九号
増刊
①

目次

| | |
|---|---|
| 規 則 (第四十三号・第四十四号) | 四 |
| 違法駐車車両の移動等を行った場合の負担金の額を定める規則の一部を改正する規則 | 一 |
| (警察本部駐車対策課) | 一 |
| 福岡県職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則 | 一 |
| (人事課) | 一 |
| 正 誤 | 一 |
| 福岡県農業経営基盤強化措置特別会計事務取扱交付金交付規程の一部を改正する告示 (平成二十年四月福岡県告示第六百三十九号) 中正誤 | 三 |
| 福岡県教育委員会の主管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則 (平成二十年三月福岡県教育委員会規則第三号) 中正誤 | 三 |
| 福岡県立学校管理規則等の一部を改正する規則 (平成二十年三月福岡県教育委員会規則第九号) 中正誤 | 三 |
| 福岡県立学校長の権限に属する事務の専決に関する規程の一部を改正する訓令 (平成二十年三月福岡県教育委員会訓令第二号) 中正誤 | 三 |
| 福岡県事務決裁規程の一部を改正する訓令 (平成二十年三月福岡県訓令第十五号) 中正誤 | 三 |
| 福岡県行政組織規則の一部を改正する規則 (平成二十年三月福岡県規則第三十八号) 中正誤 | 三 |
| 福岡県事務委任規則の一部を改正する規則 (平成二十年三月福岡県規則第三十八号) 中正誤 | 三 |

規 則

規則第三十六号 中正誤

違法駐車車両の移動等を行った場合の負担金の額を定める規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十年五月三十日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第四十三号

違法駐車車両の移動等を行った場合の負担金の額を定める規則の一部を改正する規則

正す規則

違法駐車車両の移動等を行った場合の負担金の額を定める規則 (昭和四十七年福岡県規則第六号) の一部を次のように改正する。

第一条中「第五十一条第十五項」を「第五十一条第十六項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年六月一日から施行する。

福岡県職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十年五月三十日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第四十四号

福岡県職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県職員等の旅費に関する条例施行規則 (昭和三十二年福岡県規則第六十四号) の一部を次のように改正する。

第八条第二項第三号中「これに接する県の地域」を「特定地域」に改める。
別表第一 特定地域の欄を次のように改める。

特定地域

佐賀市 (富士町及び三瀬村に限る。) 唐津市 (浜玉町及び七山に限る。) 鳥栖市 神埼

市（神埼町及び脊振町に限る。） 三養基郡 神埼郡
 下関市（菊川町、豊浦町、豊田町及び豊北町を除く。） 中津市（山国町を除く。） 宇
 佐市（安心院町及び院内町を除く。）
 佐賀市（富士町及び三瀬村を除く。） 鳥栖市 神埼市 三養基郡 神埼郡 日田市（天
 瀬町、大山町、上津江町、中津江村及び前津江町を除く。） 荒尾市 山鹿市 玉名郡（
 南関町及び水町に限る。）

別表第一備考中「平成二十年一月一日」を「平成二十年六月一日」に改める。
 別表第四教育職給料表（二）の職務の級の欄中

| | | | |
|-------------------|------------|------------|-------------------------|
| 一級の三十七号給から五十六号給まで | 一級の五十七号給以上 | 二級の三十七号給以上 | 三級の四号給以下 |
| 一級の三十七号給から五十六号給まで | 一級の五十七号給以上 | 二級の三十七号給以上 | 特二級の二十九号給以上 三級の四号給以下 |

を

| | |
|------------------|------------------|
| 一級の四十一号給から六十号給まで | 二級の三十三号給から四十号給まで |
| 一級の四十一号給から六十号給まで | 二級の三十三号給から四十号給まで |

の職務の級の欄中

に改め、同表教育職給料表（三）

| | | | |
|-------|------------|------------|-----------------------------|
| 八号給まで | 一級の六十一号給以上 | 二級の四十九号給以上 | 三級の四号給以下 |
| 八号給まで | 一級の六十一号給以上 | 二級の四十九号給以上 | 特二級の九号給から十六号給まで 三級の四号給以下 |

に改める。

別表第五の三級の項中

| | | |
|----|---|-----------|
| 二級 | を | 二級 特二級 |
|----|---|-----------|

に改める。

附則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十年六月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の福岡県職員等の旅費に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に発せられる旅行及び同日前に発せられ、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用する。

正
誤

| | | | | | | | | |
|-------------------------|-------------|-----------|-------------------------|---------------------------|------------------------------|-------------------------------|------------------------|-------------|
| 20 ・ 3 ・ 31 | | | 20 ・ 3 ・ 31 | | | 20 ・ 3 ・ 24 | 20 ・ 4 ・ 9 | 発行年月日 |
| 2804 増刊 | | | 2804 増刊 | | | 2801 増刊 | 2808 増刊 | 公報番号 |
| 規則 | | | 訓 令 | 令 福岡県教 育委員会 教育長訓 | 規則 福岡県教 育委員会 | 規則 福岡県教 育委員会 | 告示 | 種類 |
| 38 | | | 15 | 2 | 9 | 3 | 639 | 同上番号 |
| 35 | 32 | 16 | 85 | 102 | 100 | 13 | 2 | ページ |
| | | | | | | | | 欄 上 下 |
| 1 | 7 | 28 15、13、 | 11 | 16 、 17 | 11 | 21 | 5 12 後ろか | |
| | | | | | | | | 備考 |
| 同号中へをりとし、 | へ 筑前海区漁業 | 保険医療機関等 | 及び | 同表の前に | (校長の職務代理等) 第十四条を次のように改める。 | 別記様式を次のように改める。 別記様式(第三十二条) | 「年度自作農財産事務取扱交付金精算報告書」 | 正 |
| 同号中へをルとし、 | へ 福岡県筑前海区漁業 | 保健医療機関等 | 並びに | 同表の次に | 第十四条を次のように改める。 | 別記様式を次のように改める。 | 「年度自作農財産事務取扱交付金」 | 誤 |

中 県営林産物の補償に伴う諸収入を行うこと。

ノ 県営林の普通林を伐採しようとするとき、森林法第十条の規定に基づく伐採届出書を提出すること。

オ 県営林の保安林及び保安施設地区において立木竹を伐採し、立木を損傷し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は樹根の採掘、開墾その他土地の形質を変更する行為を行うとき、森林法第三十四条第一項及び第二項の規定に基づく許可を受けること。

ク 県営林の保安林を森林法第三十四条第一項の規定による許可を受けて伐採したとき、同条第八項の規定に基づく届出をすること（同法第四十四条において準用する同法第三十四条第八項の規定に基づく届出をする場合を含む。）。

ヤ 県営林の保安林を森林法第三十四条第一項第四号及び第二項第四号に掲げる場合に該当して、立木竹を伐採し、立木を損傷し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は樹根の採掘、開墾その他土地の形質を変更する行為を行ったとき、同条第九項の規定に基づく届出をすること（同法第四十四条において準用する同法第三十四条第九項の規定に基づく届出をする場合を含む。）。

マ 県営林の普通母樹又は普通母樹林を伐採しようとするとき、林業種苗法第七条第三項の規定に基づく伐採届出書を提出すること。

ケ 主伐後の跡地について再び造林契約をしようとするとき、主伐着手前に土地所有者と協議し、覚書を作成し、その写しを農林水産部長に提出すること。

定価 一箇月六、三五〇円（税込・郵便料別）